

平成25年 藤枝市議会9月定例会

総務文教委員会委員長報告書

(議案審査)

平成25年10月2日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、議案5件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第53号議案「平成25年度藤枝市一般会計補正予算（第2号）」のうち本委員会に分割付託された費目について申し上げます。

初めに、歳出2款1項5目 自治振興費中、市民活動団体情報一元化事業費について「市民活動団体支援室の実際の活動内容と市民団体情報の一元化に向けた調査について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「4つのテーマを設けて7月から8月にかけて市民から提案募集をしているところで、昨年度は13件であったところが本年度は28件に増えた。今後、実現性のあるものを精査したい。また、市民活動団体の情報は、現在、既存団体の調査を実施中であるが、今後、社会福祉協議会や市民活動支援センターが持っている情報について聞き取り調査等を行う予定である。」という答弁がありました。

次に、2款1項7目 交通安全対策費中、交通安全日本一推進事業費について「ヒヤリハット事例集の増刷状況と各公民館への押しかけ講座実施の依頼説明について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「昨年度作成したヒヤリハット事例集を2万部増刷する。押しかけ講座については、全公民館長・行政センター長と、実施に向けた協議をしているところである。」という答弁がありました。

次に、2款1項8目 防災対策費中、防災啓発費について「非常用品チェックシート付き啓発チラシの配布方法及び高齢者等への活用指導について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「配布方法としては、11月20日発行の広報ふじえだと一緒に配布するが、同時に、町内会未加入等、広報の届かない事情も考慮して、市や各公民館などに配置をする。高齢者等への対策としては、民生委員や地域防災指導員を通じてわかりやすい場所に張ってもらい普段からチェックしてもらえよう指導してもらおう。12月の防災訓練においてはチェックシートを利用し実施していただくよう各地域にお願いしていく。」という答弁がありました。

次に、2款1項11目 企画費中、市制60周年記念事業について「プラスアルファ事業としているものの内訳と代表的な事業の具体的内容について伺う。」という質疑があり、これに対して、「プラスアルファ事業としては、来年1月から3月までに実施予定の成人式に30万円、博物館及び田中城下屋敷におけるイベントに40万円、藤枝マラソン・リバティー駅伝・椿園オープン・内野本陣完成記念事業に各10万円ずつの経費を計上した。主な事業としては、成人式に本市ゆかりの著名人のメッセージ費用を計上したところである。」という答弁がありました。

次に、10款1項3目 教育指導費中、登下校時安全確保推進事業費について「補正事業を実施するに当たり、児童生徒の登下校時に安全でない場所をどのくらい把握しているのか、併せて、どう対処されているのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「生徒児童の登下校時に安全でないと思われる場所については、毎年4月

に、教職員・PTA・自治会が協力して調査しており、本年は444か所あったが、そのうち学校独自や地域連携の中で解決できる場所が285か所、国県等へ要望すべき箇所が92か所、67か所は道路補修や看板設置等で、市として計画的に改善していく予定である。」という答弁がありました。

次に、「安全確保講習会の開催予定及び防犯ブザーを配付された登校班リーダーは卒業時ブザーをどうするのか。今回配付するブザーは入学時に配付されるものと同じ物か。」という質疑があり

これに対して、「講習会については市内4カ所を予定している。また、卒業時には次のリーダーに引き継いでもらう。入学時配付のブザーと全く同じ物ではないが、紐を引くことで大音量のブザーが鳴るという点は同じである。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第55号議案「藤枝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」、第56号議案「藤枝市税条例の一部を改正する条例」、第57号議案「藤枝市税外収入督促等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げますが、質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第72号議案「町の区域の新設及び変更並びに字の区域の変更について」申し上げます。

一委員より、「以前、こうした区域変更のあった場合に、以前からの居住者に対して、住所変更の案内はがきの配布など、行政の配慮があったと思うが今回はどう対処するのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「対象者には、今回の区域変更に関するこうしたことについては、事前に関係者に説明会を開催しており、周知されている。換地処分の効力を発するのは、来年11月1日であり、案内はがきについては、配布ができるか確認する。」という答弁がありました。

このほか、質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。